

地域指定年度	昭和 46 年度
計画策定年度	昭和 47 年度
	昭和 51 年度
	昭和 59 年度
	平成 3 年度
	平成 8 年度
計画見直し年度	平成 13 年度
	平成 18 年度
	平成 23 年度
	平成 28 年度
	令和 3 年度

平泉農業振興地域整備計画書

令和 4 年 3 月

岩手県西磐井郡平泉町

目 次

第1 地域の振興方向	1
1 振興の方向	1
2 計画の特色	1
第2 農用地利用計画	2
1 土地利用区分の方向	2
(1) 土地利用の方向	2
ア 土地利用の構想	2
イ 農用地区域の設定方針	3
(2) 農業上の土地利用の方向	3
ア 農用地等利用の方針	3
イ 用途区分の構想	4
2 農用地利用計画（別図）	4
第3 農業生産基盤の整備開発計画	5
1 農業生産基盤の整備及び開発の方向	5
2 農業生産基盤整備開発計画	5
3 森林の整備その他林業の振興との関連	6
4 他事業との関連	6
第4 農用地等の保全計画	6
1 農用地等の保全の方向	6
2 農用地等保全整備計画	6
3 農用地等の保全のための活動	6
4 森林の整備その他林業の振興との関連	7
第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画	7
1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	7
(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標	7, 8
(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向	9
2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策	9
3 森林の整備その他林業の振興との関連	9
第6 農業近代化施設の整備計画	10
1 農業近代化施設の整備の方向	10
2 農業近代化施設整備計画	10
3 森林の整備その他林業の振興との関連	10
第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画	10
1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	10

2 農業就業者育成・確保施設整備計画	10
3 農業を担うべき者のための支援の活動	11
4 森林の整備その他林業の振興との関連	11
第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画	11
1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標	11
2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	11
3 農業従事者就業促進施設	12
4 森林の整備その他林業の振興との関連	12
第9 生活環境施設の整備計画	12
1 生活環境施設の整備の目標	12
2 生活環境施設整備計画	12
3 森林の整備その他林業の振興との関連	13
4 その他の施設の整備に係る事業との関連	13
第10 付図	別添
1 土地利用計画図（付図1号）	
2 農業生産基盤整備開発計画図（付図2号）	

第1 地域の振興方向

1 振興の方向

当町は、豊かな自然と田園風景の中で、住む人や訪れる人が安らぎを感じ、世界遺産を地域資源として活かしながら、新たな出会いと文化の創造を目指すまちづくりを進めている。この目標を実現するためには、自然環境の保全が重要であるため、農業振興もまた必要不可欠なものとなっている。

これまで、豊かな自然に育まれた立地条件を活かし、稲作やりんごの生産を中心とした農業を観光とともに「世界遺産のまちづくり」の柱として発展してきたが、農業従事者の高齢化や後継者不足によって担い手の確保が急務であり、生産を持続可能なものとしていくためには、農業を魅力的で収益のある産業として成長させる必要がある。

農産物の魅力化の促進のため、地域農業振興の拠点施設である道の駅平泉を核に、誰もが農産物を出荷できる体制と生きがいや楽しみを持ちながら農業に取り組める環境を整備すると共に、地元農産物の6次産業化や新たな農産物の産地化、学校給食との連携など地産地消を推進する。さらには、都市や消費者との交流の促進、観光との連携、農地の有効活用の視点に立ち、農業・農村体験、グリーン・ツーリズムや東稻山麓地域における農林業システムの継承を通じた地域の活性化など、当地域の特性を活かした農業がもつ多面的な機能を活用し、持続可能な農山村環境づくりを進める。

また、農業情勢の変化や課題に的確に対応するため、今後は認定農業者等を中心とした経営規模の拡大、農作業の受委託などを推進すると共に、実質化された地域農業マスターplanに基づき、地域の担い手間の利用調整を行い、農地の利用集積を図りながら農地の流動化に努める。また、作業の省力化や従事者の負担軽減のために農業機械の共同利用による省力化とスマート農業の推進に努め、活力ある農村社会の実現を目指す。

2 計画の特色

本計画の策定に当たっては、地域の立地環境条件に適した生産性の高い活力ある農業振興を目指すべく、優良農地を確保するとともに、土地基盤の整備はもちろん、生活環境施設の整備を促進しつつ市街地との地域間格差是正に留意している。

特に、「平泉－仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群－」の世界遺産登録が実現したことにより、自然環境の保全が重要となっていることから、なお一層の農業振興を図ることとする。

また、当町農業の担い手となる中核農家については、農地流動化対策を中心として兼業農家も含めた生産組織の再編、活動強化に努め、地域農業の充実を図る。

さらに、兼業農家の就労機会の確保に向けて、企業誘致や観光資源開発等の地域資源を活用した新たなビジネスの創出を促進することで、地域内就業の場を拡大し、活力ある町づくりを推進することとしている。

第2 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本地域は県南部に位置し、東西 16.15 km、南北 8.51 km と東西に長く、総面積は 63.39 km²である。東西南は一関市、北は奥州市にそれぞれ接している。

本地域の中心部を北上川が南下し、それに西部山岳地帯から戸河内川、衣川、太田川が注ぎ、その地域に沿って農地が拓けている。

長年の念願であった一関遊水地事業については、平成 27 年 7 月に一関第 1 地区全地区の整備事業が完了し、効率的かつ安定した農業経営の観点から、担い手農家等への農用地の利用集積が図られている。

近年、市街地隣接農地を中心に宅地化が進んでおり、今後さらに都市化の進展や住民ニーズの多様化が見込まれ、町中心部や国道 4 号、令和 3 年に供用開始された平泉スマートインターチェンジ周辺の地域で土地需要が高まると考えられる。

また、「平泉—仏国土（浄土）を表す建築・庭園及び考古学的遺跡群」の世界遺産登録に伴い、町中心部周辺の土地利用は大きく変化した。そのため、農林業の生産環境との調和を図りながら、これらの都市的な需要に対応していく必要がある。さらに農業後継者不足、農業従事者の高齢化、鳥獣被害による生産意欲の低下の問題に関連して、町内全域に見られる荒廃農地の土地利用について広範に検討する必要がある。

また、町土の安全性、快適かつ健康的な社会生活の確保を図りながら、歴史的・文化的景観を維持し、水と緑の豊かな自然環境の中で、農村的要素と都市的要素が調和した良好な定住環境の整備を目指す。

農業振興地域では一般道路、公用施設用地、その他小規模なものとして住宅、農業生産に必要な施設用地を除く農用地を対象に、農業振興地域として設定を図るものとする。

単位：ha、%

区分 年次	農用地		農業用施設 用 地		森林・原野 (混牧林地)		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比例	実数	比例	実数	比例	実数	比例	実数	比例	実数	比例	実数	比例
現在 (R 2年)	1,492	29.1	2	0	2,290 (0)	44.6 (0)	182	3.5	9	0.2	1,160	22.6	5,135	100
目標 (R 8年)	1,468	28.6	2	0	2,321 (0)	45.2 (0)	183	3.6	9	0.2	1,152	22.4	5,135	100
増減	△24	△0.5	0	0	31 (0)	0.6 (0)	1	0.1	0	0	△8	△0.2	0	0

(資料：平泉町土地利用の動向)

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 1,492ha のうち、下記 a～c に該当する農用地約 1,353ha については農用地区域を設定する方針である。

(農用地区域としない地域、地区及び施設に係る農用地)

地域、地区および施設等の具体的な名称または計画名	位 置 (集落名等)	面 積 (ha)			備考
		農用地	山林その他	計	
該当なし					

a 集団的に介在する農用地

b 土地改良事業またはこれに準ずる事業の施行に係る区域内にある土地

c a、b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るため、土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地で、生産性が低く、将来宅地等と一体的に利用することが適当と認められる一団地の規模が 0.5ha 以下の土地で、おおむね 3 辺以上が、宅地等農用地以外の土地と接しており、集団的農地としての利用が困難と認められる土地

(b) 周辺が山林原野で、土地基盤整備の計画がなく、将来機械化による高度な営農が難しいと認められる一団地の規模がおおむね 1.0ha 以下の土地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

該当なし

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

農機具格納庫・畜舎等の農業関連施設用地は、農用地区域に含める。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

草地造成の実施が見込まれる土地は農用地区域に含める。

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

地域内の農用地の状況は、北上川流域の平坦部や太田川、戸河内川流域に水田が拓け、東部の長島地区丘陵地は水田、畑地、樹園地が混在し、特に畑については、住宅地周辺に点在する家庭菜園的な耕地が主で集団的な畑地はごく一部に限られる。

水稻は、将来とも本地域の基幹作物であり、安全安心な特別栽培米や岩手県オリジナル水稻品種「金色の風」などの特色ある水稻生産団地の育成に努め、ほ場の整備を進める。

畜産については、水稻に次ぐ基幹作目と位置付け、須川牧場の有効利用、大区画ほ場を活用した飼料生産請負組織（コントラクター）等を育成し、効率的でゆとりのある経営を行い、飼養頭数の減少傾向に歯止めをかける。

単位:ha

区分 地区名	農 地			採 草 放牧地			混 牧 林 地			農 業 用 施 設 用 地			計			山林・ 原野等
	現況	将来	増減	現 況	將 來	增 減	現 況	將 來	增 減	現 況	將 來	增 減	現況	将来	増減	
平泉地区	620	619	△1	0	0	0	0	0	0	2	2	0	622	621	0	0
長島地区	733	731	△2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	733	731	0	0
計	1,353	1,350	△3	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1,355	1,352	0	0

(資料:平泉農業振興地域整備計画管理状況調査)

イ 用途区分の構想

(ア) 平泉地区

- a 北上川からの用水による平坦部の農用地およそ 274ha については、すでにほ場整備がなされているが、今後は農地中間管理事業を重点的に実施しながら、水田經營を進めていく。
- b 衣川土地改良区に属する約 45ha については、比較的恵まれた条件下にある水田のため、継続して優良農地として利用していく。
- c 戸河内川流域に長く開ける山間の水田地帯は、排水対策事業などの導入を模索しつつ、その汎用化対策を進める。

(イ) 長島地区

- a 北上川東部水田地帯は、平坦部でおよそ 433ha であり、この地区水田の約 60%を占め、県営ほ場整備事業により大区画の水田に再整備され、今後とも優良農地として利用していく。
- b 東部丘陵地帯の農地は、ほとんど未整備になっているが、中山間地域等直接支払交付金事業や多面的機能支払交付金事業を利用し、農地の維持管理に努める。

2 農用地利用計画

別図のとおり。(管理図面は、1/2,500 の図面による)

第3 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

本地域は、町の中央を流れる北上川を境に東西2km、太田川流域1.5kmは、ほとんど平坦な地域で水田を主とした地域である。

水田の整備済み面積（30a以上規模）は419haで全体の36.1%である。

東部丘陵地帯は田、畑、山林の混在地となっている。西部丘陵地帯は、太田川や戸河内川流域に水田を有し、畑地は点在で、他はほとんど山林地帯である。

今後、長島地区の丘陵地、戸河内地区などの未整備地区について、農作業の効率化と生産コストの低減を図るために、ほ場整備の検討を進める。

また、育苗施設や集出荷施設などの共同利用施設の高度利用を促進すると共に畑作、園芸農業を推進していく。

ア 平泉地区

当地区は、平坦地が10～30a区画で整備されているが、北上川沿いの水田が集中する地域は1ha区画となっている。県営ほ場整備事業の工事終了に伴い、農地の流動化を進め、担い手集積を図るなど地域営農体制整備を支援する。

イ 長島地区

北上川東部沿岸に水田が集中し、当地区における水田の60%を占めている。

県営ほ場整備事業着工後に設立された自主組織である長島営農組合や、農事組合法人アグリ平泉に対して、円滑な組織運営、6次産業化の支援を行っていく。

2 農業生産基盤整備開発計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
ほ場整備	大区画整備 14ha	福養	14	①	県営ほ場整備事業 (経営体育成基盤整備事業)

3 森林の整備その他林業の振興との関連

本地域の林業は、木材価格の低迷、林業経営費の増加、労働者の減少など厳しい情勢と、小規模で兼業経営がほとんどである。また林地に農地が介在している地域もあり、林道網の整備が農業生産基盤の整備につながることにもなるので、今後は農道との連結を考え、林道の計画的整備を進める。

また国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全等を考えた集落基盤の整備に努める。

4 他事業との関連

一関遊水地事業との調整を図りながら、ほ場整備後の大区画の水田経営を進めていく。

なお、本地域は、文化財や遺跡が数多く存在するという特殊な環境にもあるので、事業推進に当たっては関係機関との調整を密に行って進める。

第4 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農業従事者の高齢化、農業後継者不足、恒常的勤務による第2種兼業農家の増加、農産物価格の下落等に伴い、耕作放棄地の増加が今後さらに進むものと懸念される。

なお、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払制度を活用しながら、集落地域内の農地保全の体制整備等を図っており、今後も耕作放棄地が発生しないよう体制の整備を図る必要がある。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益範囲		
—	—	—	—	—	—

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄に伴う悪影響から優良農地を守るために、経営所得安定対策等の導入による農業経営の安定化に加え、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金等により、その発生の防止に努めるとともに、耕作放棄地の再生利用対策を推進する。長期的に営農が見込めない農地については、農外利用も検討しながら農用地の保全対策を推進する。

また、今後も土地改良施設の適正な維持管理を継続できるよう、住民活動と一体となった保全管理活動やアドプト協定の促進など、維持管理の強化に努める。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

森林は水源かん養、集落や農用地への土砂災害の防止等公益的機能も有していることから、その保全に努める。

第5 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

当町の農業構造については、昭和40年代後半から隣接する一関市への工業団地立地を契機として兼業化が進み、恒常的勤務により第2種兼業農家が増加し、近年の一層の兼業化の進行によって土地利用型農業を中心として農業の担い手不足が深刻化している。また農地の資産的保有傾向が強く、第2種兼業農家から規模拡大志向農家への農地の流動化は、これまで顕著な進展を見ないまま推移し、近年、農業への新規就農者はほとんどなく、高齢化が進み農業労働力不足が深刻な問題となっている。

当町はこのような地域の農業構造の現状とその見通しの下に、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（おおむね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営を育成することとする。

具体的な経営の目標は、当町や周辺市町村で現に成立している優良事例を踏まえつつ、農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度を活用し、町が策定した「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」が示した年間農業所得（主たる農業従事者1人当たり400万円、配偶者・後継者等従事者の所得を加えた農業経営としておおよそ550万円）、年間労働時間（主たる農業従事者1人当たり2,100時間）の水準を実現するものとし、またこれらの経営が、当町農業生産の相当部分を担う農業構造を確立していくことを目指す。

また、次代を担う新規就農者の確保・育成を図ることが、円滑な世代交代に必要不可欠であることから、新たに農業経営を行う青年等にあっては、就農5年後の農業経営の年間所得が終了後間もない他産業従事者並みの250万円程度を確保できる経営を水準とし、確保を目指す。

	営農類型	目標規模	作目構成	中心経営体等の確保目標数	集積目標
個別経営体	水稻（作業受託含）+小麦	ha 11.0	水稻=3.0ha 作業受託=14.0ha 小麦=8.0ha	85 経営体	おおむね 65%
	水稻（作業受託含）+野菜	11.8	水稻=11.0ha 作業受託=5.0ha きゅうり=0.3ha ねぎ=0.5ha		
	水稻+花き	3.9	水稻=2.0ha 小ぎく=1.9 ha		
	果樹専作	2.0	りんご=2.0ha		
	水稻+肉用牛（繁殖）	14.4	水稻=4.0ha 黒毛和種=48頭 飼料作物=4.3ha 牧草=6.1ha		
	水稻+肉用牛（肥育）	9.2	水稻=5.2ha 黒毛和種=120頭 牧草=4.0ha		
農業法人 集落型の	水稻+小麦 (主たる従事者2人)	40.0	水稻=26.0ha 小麦=14.0ha		
	水稻+大豆 (主たる従事者2人)	40.0	水稻=26.0ha 大豆=14.0ha		
新たに農業経営を行ふ青年等	野菜専作	0.2	トマト=0.2ha		
	野菜専作	0.3	なす=0.3ha		

(資料：町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想

一関地方新規就農者の確保・育成アクションプラン)

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

町、農業協同組合、農業改良普及センター等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うための体制を編成する等により、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするための徹底した話し合いを促進する。さらに望ましい経営を目指す農業者や、その集団とこれら周辺農家に対して上記の農業関係機関団体が主体となって営農診断、営農改善方策の指示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

経営所得安定対策等の導入による農業経営の安定化に加えて、経営発展に果敢に挑戦する意欲と能力のある経営体を育成しつつ、それぞれの地域における農地利用調整活動を促進し、農地の利用集積や連坦化等、農地の効率的な利用を図る。

また当町農業の地域特性、すなわち複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分に踏まえ、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

当町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の育成及び確保を促進する事業
- ⑤ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業
- ⑥ 農地中間管理事業

これらの各事業については、地域の特性を踏まえて、次により重点的に実施する。

ア 平地地域においては、ほ場区画の大型化による効率的な生産基盤条件の形成を生かすため、利用権設定等促進事業及び農地中間管理事業を重点的に実施する。特に、ほ場整備実施地区にあつては、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって担い手が連担的な条件の下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域においては、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、担い手不足の下で増加している耕作放棄地の解消に努める。

更に、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度の啓発に努め、必要に応じ、同制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第6 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

農業を取巻く情勢の変化に伴い、新しい農業の展開が求められ、地域農業の持続的発展と将来にわたる食料の安定供給、効率の良い農業の構築と個性ある産地の形成により、農村の活性化を図る必要がある。

基幹作目である水稻の共同利用施設として、現在ライスセンター2カ所、カントリーエレベーター1カ所、水稻・野菜育苗施設1カ所があるが、施設の老朽化や処理能力の限界が予想されることから、今後、計画的な整備を進めるための検討を行う。検討に当たっては、カーボンニュートラル等の環境負荷軽減に配慮（農林水産省「みどりの食料システム戦略」と連動）するものとする。

また、環境保全型農業の取り組みとして、特別栽培米など特色ある米の生産団地育成をする必要があることから、畜産農家との連携を図り稲わらとたい肥の交換を促進する。

さらに施設建設費、維持管理費の軽減と削減を図るために、合併前の各農協が管理運営していた施設の広域利用化を促進するとともに、JAいわて平泉が策定した地域農業振興計画に基づく農業施設整備計画を支援する。

2 農業近代化施設整備計画

施設の種類	位置および規模	受益の範囲			利用組織	対図番号	備考
		受益地区	受益面積	受益戸数			
—	—	—	—	—	—	—	—

3 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第7 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

公益社団法人岩手県農業公社や一関地方農林業振興協議会、関係機関と連携し、新規就農者や農業従事者に対する活動を支援する。また、インターネットによる全国情報の提供体制整備を図る。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

施設の種類	施設の内容	位置および規模	施設の対象者	対図番号	備考
—	—	—	—	—	—

3 農業を担うべき者のための支援の活動

消費者ニーズの多様化により、農業経営の向上にはこれまで以上に流通・消費動向等の把握や技術の習得が必要とされている。その情報を収集・提供する体制について農業関係機関団体が一体となり整備を検討する。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

特になし

第8 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

単位：戸

	総戸数	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	世帯主農業主	世帯主兼業主		
						恒常的勤務	日雇・臨時雇・出稼ぎ	自営兼業
平泉地区	285	36	54	195	51	110	13	21
長島地区	282	30	69	183	49	101	13	20
合 計	567	66	123	378	100	211	26	41

(資料：2020 農林業センサス、町農林振興課推計)

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農地バンクや空き家バンク制度の推進を図りながら、農業従事者の町への定住を促進すると共に、就農希望者に向けては、一関地方農林業振興協議会で開催する新規就農ワンストップ相談会の活用を積極的に促すことで新たな農業従事者の確保に努める。

さらには、町内の地場産品や特産品については、「毛越寺門前直売あやめ」や「道の駅平泉」における地元住民から観光客までを対象とした販売を促進するため、会員の確保、農産物加工・販売施設の整備、設備の充実を図り、農業従事者の安定的な就業を支援する。

3 農業従事者就業促進施設

なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

林業の就業者は、森林組合の作業班が主であり、造林・保育事業を中心とした森林施設に従事しておりそのほとんどが農業を主業としている。今後は事業量の調整を図りながら、組合事業の安定確保に努め、作業班の通年雇用の場を確立する。

森林を多面的に活用し、乾しいたけの出荷制限解除に取り組むなど、就業機会の確保を目指す。

また森林の自然とのふれあいの場として、西行桜の森など野外レクリエーションの場等の整備を積極的に進め、新たな交流の場の創出にも努める。

第9 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

(1) 農業集落排水施設

近年、より快適な生活様式への移行と水質保全の観点から下水道の整備が望まれており、町の中心部においては公共下水道事業による整備を行っている。

長島地区においては、平成12年度に農業集落排水事業により、供用開始している。

(2) 净化槽の設置促進

公共下水道・農業集落排水地区の整備区以外では、浄化槽の設置に要する費用の助成により設置を促進するとともに、設置者に対して適切な維持管理の徹底を図る。

(3) 交通安全

通勤、通学の安全確保のためカーブミラー、ガードレール等の交通安全施設の整備を図るほか、犯罪の防止や児童生徒の通学安全のため防犯灯を設置する。

(4) 芸術文化

生涯学習に対する意識は多様化かつ高度化しており、青少年から高齢者まで幅広い学習プログラムの整備に努めるほか、農村に残る神楽等の伝統行事の継承に努める。

2 生活環境施設整備計画

施設の種類	位置および規模	利用の範囲	対図番号	備考
—	—	—	—	—

3 森林の整備その他林業の振興との関連

東稻山を観光レクリエーションの基地とすることを目指し、また、名勝指定を受けた西行桜の森をはじめ国土の保全と保健休養を目的に環境整備を進める。

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

特になし

